弘前市パートナーシップ宣誓制度

「弘前市パートナーシップ宣誓制度」は、双方または一方が性的マイノリティであるカップルが、お互いをパートナーとして、日常生活で支え合い、協力し合うことを約束して「パートナーシップ宣誓」を行い、その宣誓を市が証明する制度です。結婚は婚姻の届出をすることで親族関係が生じ、扶養義務や相続権などさまざまな義務や権利が発生しますが、パートナーシップ宣誓をしてもこのような義務や権利は発生しません。世界人権デーにあたる 12 月 10 日から運用を開始しており、これまでに２組のカップルが宣誓をしています。

弘前市パートナーシップ宣誓書受領証

本人　　パートナー

＿＿＿＿＿様　＿＿＿＿＿様

年　月　日生　　年　月　日生

弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

第　　号　　年　月　日

見　本

弘前市長　　印

▲パートナーシップ宣誓書受領証

▼宣誓ができる人　次の要件をすべて満たす人
①双方またはいずれか一方が性的マイノリティの人であること
②民法に規定している成年に達していること
③市内に住所を有しているまたは３カ月以内に市内への転入を予定していること
④配偶者がいないことおよび宣誓をする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと
⑤民法上婚姻を禁止されている関係（近親者、直系姻族、養親子等）にないこと

▼宣誓することで利用できること
①市民税県民税の代理申告
②所得課税証明書の申請・交付の手続き（同居している場合に限る）
③納税証明書の申請･交付の手続き（同居している場合に限る）
④避難行動要支援者名簿登録申請手続き
※その他、市立病院における面会や医療の提供に係る情報の説明・同意など、個別に対応しています。また、民間事業者の中には、携帯電話の割引サービスや生命保険の受取人指定、住宅ローンの収入合算や連帯債務など、すでにサービスを提供している事業者もあります。

▼性の多様性への理解を深めるための市の取り組み
市では、性的マイノリティの人が日頃感じるストレスや不安感を軽減できるように、市が定める各種様式から、法的に義務付けられているものなどを除き、性別欄を設けないようにしています。また、市職員向けの研修も継続して行い、言葉の意味や日常生活の場面で困っていること、他の自治体の事例などを学んでいます。その他にも、市民向けのセミナーを開催し、性の多様性についての理解を深める活動に取り組んでいます。性的マイノリティに関することを知ってもらうために、市の職員を講師として派遣する出前講座も実施しています。研修会や勉強会などで利用したい場合は、お気軽にお問い合わせください。

▲市職員研修（令和元年 11 月 20 日）

▲市民向けセミナー（令和３年１月 27 日）

インタビュー

弘前市パートナーシップ宣誓制度の第１号宣誓者である二人が、「この制度を知る人が増えるきっかけになれば」という思いからインタビューに答えてくれました。

エスキングさん
戸籍…女性
トランスジェンダー

と

エヌクイーンさん
戸籍…女性
ストレート（性自認が戸籍の性別と一致していて、異性を好きになる人）

のお話。

Q. 制度を利用しようと思ったきっかけは？

日本では、2015 年に東京都渋谷区と世田谷区で初めてこの制度が導入されましたが、まさか弘前市で導入されるとは思いも寄らなかったですし（東北で初！）、私たちは興奮を隠せませんでした。「同棲だけでなく、形になるものが欲しかった」、「愛する人と結ばれたかった」という思いをずっと胸に秘めていたので、導入されることを知ってからすぐに宣誓しようと行動に移しました。

Q. 宣誓の前後で変化は？

今年の３月にパートナーシップ宣誓をしましたが、私たちは７年ほど前から一緒に住んでいますし、宣誓をしたからといって大きく生活が変わったということはありません。仕事をして、ご飯を一緒に食べて、イヌの散歩に行き、その日にあった出来事を話して、くだらないことで笑って…と、これまでと全く変わらない慌ただしくも穏やかな毎日を送っています。宣誓する時に、「パートナーシップ宣誓に法的効果はない」と説明を受けました。でも、もしも私たちのどちらかが倒れて病院に運ばれた時など、二人の関係性を説明・証明しなければいけない場面でこの宣誓が役立つかもしれない。そう思って、宣誓書受領証をお守りのように財布に入れて持ち歩いています。

Q. 皆さんに伝えたいことはありますか？

自治体が公に「二人がパートナーとして今後支え合って生きていくと誓ったこと」を証明してくれる。このことは、この先の人生を生きていく上での自尊感情に大きく影響してきます。「自分たちはここにいていいんだ」、「多様な生き方が認められる社会なんだ」と思えることが、生きる上で大きな力になるはずです。私たちは恋人であって、家族であって、お互いのパートナーです。存在意義や生きる力の手助けとなるパートナーシップ宣誓制度が全国の自治体に広がってほしいと思いますし、より多くの人が安心して利用できる制度であってほしいと願っています。

Q. この制度に今後、何を期待していますか？

私たちは、お互いを「家族」だと思っています。ただ、現時点ではさまざまな場面で家族として扱ってもらえるか不安です。配偶者としての権利の行使のほか、税制面での優遇や各種控除、遺産相続、共同親権など、異性カップルが婚姻によって当たり前に認められることが、私たちのようなカップルにも認められたらいいですね。

社会がどんなに変化しても、
一番大事なのは、自分の気持ちに正直でいること。